

令和6年度第1回 倉吉市行政改革懇談会会議録（会議要旨）

- 1 日時 令和6年7月26日(金) 午後1時58分～午後3時27分
- 2 場所 倉吉市役所 大会議室（本庁舎3階）
- 3 出席者
(委員) 生田委員、幸本委員、内藤委員、吉田委員、松林委員、楠本委員、岩世委員
(事務局(市職員)) 美船総務部長、小倉総務課長、清水総務課主幹
- 4 開催経緯 倉吉市行政改革懇談会について、令和6年度第1回の定例会議を開催したもの。
- 5 議題
(1) 第4次行財政改革計画 令和5年度下半期取組報告について
- 6 議事要旨
(1) 事務局から5(1)に関する説明を行った。
(2) 委員からあった意見のうち主なものは次のとおり。
 - ◎ DXの推進について
 - ・ 市の公式LINEについてPRし、登録者数をもっと増やしていただきたい。
 - ・ オンライン化した行政手続の周知ができていないために利用者が増えていないのではないかと。
 - ・ 市報等のペーパーレス化を進めていく際、高齢者への対応が課題。
 - ・ 市役所から郵送されてくる文書で、メール・LINE・FAX等に対応できるものは郵送をやめるように方針を定めていただきたい。
 - ◎ 働き方改革について
 - ・ 職員のメンタルヘルスの状況について記載があると理解しやすい。
 - ・ 時間外勤務時間数について、総時間数ではなく、一人あたりの時間数等の表現のほうが客観的に評価しやすい。また、課ごと、業務ごと、役職ごとにわかるとなおよい。
 - ・ ある民間の職場では、メンター制度導入後、職員間のコミュニケーション不足、ストレスの解消、離職防止に効果があった。
 - ◎ 公共施設の最適化
 - ・ 廃校となった校舎について、早めの利活用をお願いしたい。地域によっては、地元で案を練っているところもあるので、意見をきいてもらって、倉吉市全体の活性化につなげていただきたい。
 - ・ 県内でも隼Lab、オオエバレーステイのように廃校を活用して観光資源にしているケースもあるので、グッスマ等の企業と連携して、倉吉市の観光名所となるような活用も検討していただきたい。

(3) 今後の対応

今回いただいた意見を関係各課と共有し、今後の取組のあり方や方向性について確認を行う。

7 会議資料（配布資料）

(1) 第4次行財政改革計画取組状況（令和5年度実績・評価）について

8 問い合わせ先 倉吉市総務部総務課 電話（直通）0858-22-8112

令和6年度第1回 倉吉市行政改革懇談会

令和6年7月26日（金） 午後2時
倉吉市役所大会議室（本庁舎3階）

日 程

- 1 あいさつ
- 2 委員自己紹介
- 3 会長・副会長選出
- 4 報告事項
 - (1) 第4次行財政改革計画 令和5年度下半期取組報告について
- 5 その他

倉吉市行政改革懇談会委員（令和6年度）

敬称略

	氏 名	団体名等	団体内の役職
1	生 田 均	倉吉市自治公民館連合会	会 長
2	板 倉 一 枝	鳥取短期大学	准教授
3	幸 本 絵 美	倉吉商工会議所女性会	理 事
4	内 藤 陽 介	連合鳥取中部地域協議会	副議長
5	上 本 武	鳥取中央農業協同組合	代表理事組合長
6	吉 田 孝 宏	倉吉信用金庫	常勤理事
7	松 林 安 美	倉吉青年会議所	桜ずもう・観光促進委員会委員
8	楠 本 知 恵 美	NPO法人こども未来ネットワーク	副理事長
9	岩 世 麗	倉吉女性人材登録制度登録者	（個人）

倉吉市行政改革懇談会設置要綱

（設置）

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、倉吉市行政改革懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 懇談会は、倉吉市の行政改革の推進について必要な事項を研究協議する。

（委員）

第3条 懇談会の委員は、15人以内とする。

2 委員は、市政について優れた見識を有する者のうちから市長が委嘱する。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

（会長及び副会長）

第5条 懇談会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

（会議）

第6条 懇談会は、必要に応じて市長が招集し、会長が議長となる。

（庶務）

第7条 懇談会の庶務は、総務部において処理する。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか懇談会に関し必要な事項は、会長が定める。